第十四条の三第四項を削り、同条第三項第一号中「以下この項及び次条」を「以下この項」に改め、同号イ中「以下この項、第八項及び第十二項」を「以下この条及び次条」に改め、同項第二号イ中(2)から(4)までを削り、(5)を(2)とし、同号ロ中(2)から(5)までを削り、(6)を(2)とし、同号ハ中(2)から(4)までを削り、(5)を(2)とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十九条の三第五項に規定する財務省令」を「同項第一号」に改め、同項第一号イ中「第二十九条の三第五項第一号」を「第二十九条の三第五項第二号」に、「第四項第二号」を「第五項」に、「売上金額に」を「売上金額に調整割合（売上判定事業年度の月数を当該新設合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の当該消滅する会社の事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額と合算した」に改め、同号ロ中「（令第二十九条の三第五項に規定する売上判定事業年度をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第二号イ中「贈与特定事業年度における認定贈与承継会社の売上金額に」を「贈与特定売上金額に」に、「売上金額と」を「売上金額（売上判定事業年度の月数を当該株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の当該交換等承継会社の事業年度の月数で除して得た割合をいう。）を乗じて計算した金額と合算した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　令第二十九条の三第五項第一号の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「末日」とあるのは「末日の翌日以後最初に到来する令第二十九条の三第五項第一号に規定する雇用判定基準日（以下この項において「雇用判定基準日」という。）と、「第一種贈与基準日（同法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「雇用判定基準日」と、「当該経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日」とあるのは「平成二十三年三月十一日から当該経営贈与承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日までの間に存する雇用判定基準日」とし、同条第十七項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「経営贈与承継期間（租税特別措置法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「経営相続承継期間（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「第一種贈与基準日（同法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「第一種相続基準日（同法第七十条の七の四第二項第六号イに規定する第一種相続基準日をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数」とあるのは「当該経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内（同法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間をいう。）に存する第一種贈与基準日（同法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日をいう。）の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計」とし、同条第十九項第一号の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「経営贈与承継期間（租税特別措置法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間をいう。以下第六項までにおいて同じ。）の末日」とあるのは「経営相続承継期間（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間をいう。以下この項において同じ。）の末日の翌日以後最初に到来する令第二十九条の三第十九項第一号に規定する雇用判定基準日（同法第七十条の七第二項第七号イに規定する第一種贈与基準日をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該経営贈与承継期間（租税特別措置法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「当該経営相続承継期間」と、「当該経営贈与承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日」とする。

第十四条の四第二項中「第二十九条の四第三項第三号」を「第二十九条の四第四項第三号」に改め、同項第一号中「前条第三項第一号イ」を「前条第四項第一号イ」に改め、同項第二号中「前条第三項第一号ロ」を「前条第四項第一号ロ」に改め、同条第三項各号を次のように改める。

一　前項第一号に掲げる経営承継受贈者　次に掲げる書類

イ　前項第一号の認定贈与承継会社の貸借対照表その他の書類で平成二十三年三月十日における当該認定贈与承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額並びに当該認定贈与承継会社の令第二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額を明らかにするもの

ロ　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前項第一号の認定贈与承継会社の令第二十九条の三第一項第一号に掲げる資産（特定資産を除く。）が東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この条において同じ。）をしたことを明らかにするもの

ハ　前項第一号の認定贈与承継会社の令第二十九条の三第一項第二号に掲げる資産（特定資産を除く。）が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

ニ　その他参考となるべき書類

二　前項第二号に掲げる経営承継受贈者　次に掲げる書類

イ　前項第二号の認定贈与承継会社の従業員数証明書その他の書類で当該認定贈与承継会社の平成二十三年三月十日又は警戒区域設定指示等が行われた日の前日における常時使用従業員の総数並びに当該認定贈与承継会社の令第二十九条の三第二項第一号及び第二号に掲げる常時使用従業員の数の合計数を明らかにするもの

ロ　前項第二号の認定贈与承継会社の令第二十九条の三第二項第一号の事業所の常時使用従業員が平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間継続して当該認定贈与承継会社の本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類

ハ　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前項第二号の認定贈与承継会社の令第二十九条の三第二項第一号の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの

ニ　前項第二号の認定贈与承継会社の令第二十九条の三第二項第二号の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類

ホ　その他参考となるべき書類

三　前項第三号に掲げる経営承継受贈者　次に掲げる書類

イ　前項第三号の認定贈与承継会社の損益計算書その他の書類で令第二十九条の三第四項第一号及び第二号に掲げる金額を明らかにするもの

ロ　前項第三号の認定贈与承継会社の登記事項証明書（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限る。）

ハ　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前項第三号の認定贈与承継会社が東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの

ニ　その他参考となるべき書類

第十四条の四第四項中「第二十九条の四第五項」を「第二十九条の四第六項」に改め、同条第五項中「第二十九条の四第六項第三号」を「第二十九条の四第七項第三号」に改め、同項第一号中「前条第八項第一号イ」を「前条第十項第一号イ」に改め、同項第二号中「前条第八項第一号ロ」を「前条第十項第一号ロ」に改め、同項第三号中「前条第八項第一号ハ」を「前条第十項第一号ハ」に改め、同条第六項各号を次のように改める。

一　前項第一号に掲げる経営承継相続人等　次に掲げる書類

イ　前項第一号の認定承継会社の貸借対照表その他の書類で平成二十三年三月十日における当該認定承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額並びに当該認定承継会社の令第二十九条の三第八項第一号及び第二号に掲げる資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額を明らかにするもの

ロ　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前項第一号の認定承継会社の令第二十九条の三第八項第一号に掲げる資産（特定資産を除く。）が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの